

令和 8 年組合議会 1 月臨時会 (令和 8 年 1 月 30 日)

上尾桶川伊奈衛生組合 議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

1月30日（金）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会の宣告	6
	○管理者の挨拶	6
	○開議の宣告	6
	○仮議席の指定	6
	○議長の選挙	7
	○議席の指定	8
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○議事日程の報告	8
	○副議長の選挙	9
	○議会運営委員会委員の選任	10
	○議会運営委員会正副委員長の互選	10
	○諸報告	10
	○管理者提出議案の報告及び上程	10
	○提出議案の説明	11

○提出議案に対する質疑	14
○討 論	16
○採 決	16
○管理者の挨拶	17
○閉会の宣告	17

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第1号

令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和8年1月23日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野 克典

- 1 日 時 令和8年1月30日（金） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場
 - (1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議長の選挙について
 - (2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会副議長の選挙について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	渡 邊 広 美 議員	2 番	矢 口 豊 人 議員
3 番	川 内 雅 人 議員	4 番	原 田 嘉 明 議員
5 番	砂 川 和 也 議員	6 番	新 藤 孝 子 議員
7 番	にいつま 亮 議員	8 番	小 川 明 仁 議員
9 番	岡 安 政 彦 議員	10 番	佐 藤 弘 一 議員
11 番	北 村 あやこ 議員	12 番	前 島 る り 議員

不応招議員（なし）

1 月 臨 時 会

第 1 日

令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会 第1日

令和8年1月30日（金曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 仮議席の指定

第4 議長の選挙

第5 議席の指定

第6 会議録署名議員の指名

第7 会期の決定

第8 副議長の選挙

第9 議会運営委員会委員の選任

第10 議会運営委員会正副委員長の互選

第11 諸 報 告

第12 管理者提出議案の報告及び上程

第13 提出議案の説明

第14 提出議案に対する質疑

第15 討 論

第16 採 決

第17 閉 会

○出席議員（12名）

1番	渡	邊	広	美	議員	
2番	矢	口	豊	人	議員	
3番	川	内	雅	人	議員	
4番	原	田	嘉	明	議員	
5番	砂	川	和	也	議員	
6番	新	藤	孝	子	議員	
7番	に	いつま		亮	議員	
8番	小	川	明	仁	議員	
9番	岡	安	政	彦	議員	
10番	佐	藤	弘	一	議員	
11番	北	村	あ	や	こ	議員
12番	前	島	る	り	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	松	川		敬	君
組合事務局長	大	塚	浩	正	君
組合事務局長	大	野		優	君
組合事務局長	馬	場	将	樹	君
組合事務局長	石	川	和	茂	君
参与	藤	田		悟	君
参与	天	沼	貞	良	君
参与	澤	田		勝	君

参 与 吉 川 貴 弘 君
参 与 矢 代 雅 之 君
参 与 北 村 和 幸 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 谷 川 義 哉 君
書 記 杉 崎 達 宏 君
組合事務局 山 田 竜 矢 君
主 事

午前10時09分 開 会

△開会の宣告

○臨時議長（北村あやこ議員） これより令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を開会いたします。

△管理者の挨拶

○臨時議長（北村あやこ議員） 開議に先立ち、管理者から御挨拶をお願いいたします。
管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、上尾市議会及び桶川市議会より選出いただいております当衛生組合議員の交代がなされ、新たな構成での議会となりました。

また、昨年11月30日の上尾市長選挙におきまして畠山市長さんが再選されました。心よりお祝い申し上げます。引き続き副管理者として衛生組合の運営に御尽力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、私ども衛生組合は、昭和39年に設立されてから61年にもわたり、上尾市、桶川市及び伊奈町の環境衛生に関わる職務を果たしてまいりました。今後も引き続き、構成市町管内の環境衛生を維持し、長期的かつ安定的に継続できるよう計画して事業を遂行してまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましては変わらぬ御指導、御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

△開議の宣告

○臨時議長（北村あやこ議員） これより本日の会議を開きます。

△仮議席の指定

○臨時議長（北村あやこ議員） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

△議長の選挙

○臨時議長（北村あやこ議員） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（北村あやこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（北村あやこ議員） 御異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に、小川明仁議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました小川明仁議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（北村あやこ議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました小川明仁議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました小川明仁議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました小川明仁議員の承諾の御挨拶をお願いいたします。

8番、小川明仁議員。

〔8番 小川明仁議員 登壇〕

○8番（小川明仁議員） ただいま皆様方の御推挙によりまして、本議会の議長を務めさせていただきます小川明仁でございます。

本組合は、上尾市、桶川市、伊奈町の広域行政の一翼を担い、それぞれの住民生活に直結し

た大変重要な役割を果たしているものと認識しているところでございます。今後、本衛生組合議会の円滑な運営のため、微力ではございますが誠心誠意努力いたす所存でございます。

議員各位の格別なる御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（北村あやこ議員） 以上をもって臨時議長としての職務を全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、小川明仁議員は議長席にお着き願います。

〔議長、臨時議長と交代、議長席に着く〕

○議長（小川明仁議員） ただいまより議長職を務めます。

△議席の指定

○議長（小川明仁議員） これより、日程に従い議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（小川明仁議員） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

1番 渡 邊 広 美 議員

10番 佐 藤 弘 一 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（小川明仁議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（小川明仁議員） なお、本日の議会日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△副議長の選挙

○議長（小川明仁議員） 次に、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

副議長に、にいつま亮議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、にいつま亮議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、にいつま亮議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、にいつま亮議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました、にいつま亮議員の承諾の挨拶をお願いいたします。

7番、にいつま亮議員。

〔7番 にいつま亮議員 登壇〕

○7番（にいつま亮議員） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいま副議長の職に推薦をされ、就かせていただきました、にいつま亮と申します。初め

での衛生組合でございますが、しっかりと小川議長のサポートをしながら、広域行政の円滑な運営に尽力していければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

△議会運営委員会委員の選任

○議長（小川明仁議員） 次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議会運営委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

議会運営委員会は休憩中に委員会を開き、委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

○議長（小川明仁議員） 暫時休憩いたします。

（午前10時20分）

○議長（小川明仁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

△議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（小川明仁議員） ただいま議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

委員長に5番、砂川和也議員、副委員長に2番、矢口豊人議員が選出されましたので、御報告いたします。

△諸報告

○議長（小川明仁議員） この際、諸般の報告をいたします。

現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（小川明仁議員） 次に、本臨時会に管理者から議案1件の提出がありましたので、御

報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（小川明仁議員） 次に、本臨時会に管理者から提出されました第1号議案を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、本臨時会におきまして御審議いただきます第1号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、専決処分の承認を求めため提出するものでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（小川明仁議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） 引き続きまして、私より、第1号議案 専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正する必要が生じ、令和7年9月30日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

議案内容の説明の前に、議長の許可を得てお配りしました資料、第1号議案補足資料を御覧いただきたいと思ひます。

初めに、補足資料の1ページ、第1条、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、改正項目は大きく3点ございます。

1点目は、(1)の部分休業の新たな取得パターンを設けること、2点目は、(2)の部分休業の取得時間帯に係る制限を廃止するものでございます。

資料に改正前と改正後を図でお示ししておりますが、改正前の部分休業は、30分単位で2時間を超えない範囲で、改正前の①のように、勤務時間の始めと終わりで取得するか、②の勤務時間の始め、または③の終わりのみで取得するといった制限がございました。今回の改正では、改正後の図のとおり、取得時間帯の制限を廃止するとともに、新たに、年間10日を超えない範囲で2時間以上の取得を可能としたものでございます。

なお、1日2時間を超えない範囲で毎日取得するか、年間10日相当の時間を取得するかにつきましては、いずれかを選択することになります。

改正項目の3点目は、年度途中で特別の事情がある場合においては、取得パターンの変更を可能とするものであり、特別な事情としては、米印で記した場合等が想定されるものでございます。

次に、補足資料の2ページ、第2条、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、改正項目につきましては、職員が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た場合及び子が3歳に達する前の2回、両立支援制度等に関する(1)から(4)の情報提供、意向確認、配慮を行うよう任命権者に義務づけるものでございます。

資料の説明は以上となります。

それでは、議案の内容を御説明いたしますので、議案書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

改正条例第1条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第1条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に新たな規定が加わったことを受けまして、引用先の整理を行うものでございます。

次に、議案書1ページから2ページの第20条では、部分休業の承認について規定しておりますが、取得パターンの追加に伴いまして、これまでの部分休業について、第1号部分休業と

し、併せて取得時間帯の制限を廃止するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいての規定を削るものでございます。

次に、議案書 2 ページの改正後の第20条の 2 でございますが、このたび新たに加わった部分休業の取得パターンを第 2 号部分休業と規定し、第 2 号部分休業の承認につきましては、1 時間を単位として行うとするものでございます。

なお、勤務時間に分を単位とした時間があり、1 日単位で取得する場合等の取扱いについて併せて規定するものでございます。

次に、改正後の第20条の 3 につきましては、部分休業の請求を申し出る単位期間について、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とするものでございます。

次に、議案書の 2 ページから 3 ページの改正後の第20条の 4 につきましては、新たに規定する第 2 号部分休業の取得上限を、1 年間につき、常勤職員は 77 時間 30 分とするものでございます。

次に、議案書 3 ページの改正後の第20条の 5 につきましては、職員が部分休業の請求パターンの申出内容を変更することができる特別の事情は、配偶者の負傷または疾病による入院など、申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、子の養育に著しい支障が生じると認める事情と規定するものでございます。

次に、第21条につきましては、引用先の整理を行うものでございます。

次に、第24条につきましては、部分休業の取消し事由を、特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したときとするものでございます。

続きまして、議案書 3 ページ下段からの改正条例第 2 条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

議案書 4 ページの新旧対照表の第15条につきましては、改正後の第17条の 2 が新設されたことに伴い、引用先の繰下げを行うものでございます。

次に、議案書 4 ページから 6 ページの改正後の第17条の 2 につきましては、第 1 項では、妊娠、出産等の申出をした職員に対し、両立支援制度の情報の提供や利用の意向確認、子や家庭の状況により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向確認が義務づけられたため、新たに規定するものでございます。

次に、第 2 項では、子が 3 歳に達する前の職員に対し、同様に情報の提供や利用の意向確認が義務づけられたため、新たに規定するものでございます。

次に、議案書 6 ページの第 3 項では、意向を確認した事項への配慮を規定するものでござい

ます。

次に、改正後の第17条の3につきましては、新たに第17条の2が追加されたことに伴い、条を繰り下げるとともに、字句の整理を行うものでございます。

次に、改正後の第17条の4につきましても同様に、条を繰り下げます。

最後に、附則でございますが、第1項につきましては、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、今年度の取得単位は令和7年10月1日から令和8年3月31日までの半年間となるため、第2号部分休業の上限を通常の半分とするものでございます。

第3項につきましては、今回の条例改正の施行の日より前においても、3歳に満たない子を養育する職員に対し、両立支援等の措置を講ずることができることと定めるものでございます。

以上で、第1号議案の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（小川明仁議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（小川明仁議員） 暫時休憩いたします。

議席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

(午前10時41分)

○議長（小川明仁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

△提出議案に対する質疑

○議長（小川明仁議員） ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありますか。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） すみません、事前に通告をしてありましたので、よろしく願います。

まず、第1条なんですけれども、改正前と改正後の請求の変化というのがあったのか。それから、取得の実績、あるいは、人数が少ないので余り細かく聞くのはどうかという気もするんですけれども、一応対象としての職員がどの程度いるか、それも教えていただきたいと思えます。

それから、第2条なんですけれども、育児、介護、意向調査というのがどの程度行われているのか。専決処分をしてからの状況になりますけれども、その辺について、今現状はどうなっているのか伺います。

以上です。

○議長（小川明仁議員） 大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、お答えいたします。

まず、第1条関係、請求の手続の変化ということで御質疑かと理解させていただきましたが、特段請求の手続そのものについての変化はないものでございます。

それから、対象の職員でございますが、1名、3歳に満たない子を養育する職員がおります。対象者は1名でございます。

また、育児休業等の取得の状況でございますが、改正後におきましての取得の実績はないものでございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁ございますか。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） 失礼いたしました。

意向調査の件でございますが、私どもの衛生組合につきましては、事務局長含めまして11名の少人数の職場でございます。日頃より家族の状況、家庭の家族構成等については把握をしておりますので、特段形式立てて行っているということではございませんが、日頃の会話等から状況の把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁ありませんか。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 第1条関係で育児休業ですが、3歳未満の方が1名いらっしゃるということで、その以前に取得の状況というのはいつで、どのくらいだったのか、その点について教えてください。

それから、第2条なんですけれども、要するに、人数少ないからいつも把握しているよということではなく、一応法律で規定されていますので、やはり半年に1回とかそういう記録というのは必要だと思いますので、その辺についてはどのようになっているか伺います。

○議長（小川明仁議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大塚事務局長。

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、改正前の取得の状況でございますが、対象職員1名、昨年度に実績がございました。期間につきましては4か月間の取得でございます。

それから、再質疑いただきました確認の方法につきまして、これにつきましては、改めまして確認方法、事務局内部で検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小川明仁議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

以上をもちまして、11番、北村あやこ議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（小川明仁議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前10時49分）

○議長（小川明仁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

△討 論

○議長（小川明仁議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川明仁議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（小川明仁議員） これより採決を行います。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小川明仁議員） 起立全員であります。

よって、第1号議案は承認されました。

△管理者の挨拶

○議長（小川明仁議員） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分の承認を求める議案につきまして、原案のとおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、本日議長に御就任されました小川議長さん並びに副議長に御就任されました、にいつま副議長さんをはじめとする議員の皆様方には、今後とも執行部に対します御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、寒さ厳しい日がまだまだ続きますが、議員の皆様におかれましては健康に十分御留意されまして、御健勝にて御活躍されますことをお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（小川明仁議員） 以上をもちまして、令和8年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小 川 明 仁

臨時議長 北 村 あ や こ

議 員 渡 邊 広 美

議 員 佐 藤 弘 一

参 考 资 料

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（1件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		専決処分の承認を求めることについて	8 1.30	8 1.30	承認